

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人同友会
代表者氏名	理事長 辺 秀俊
本社所在地 (連絡先)	〒544-0021 大阪市生野区勝山南4丁目16番10号 (共和病院 電話 06-6718-2221 FAX 06-6718-2229)
法人設立年月日	1967年 3月 1日

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	ケアプランセンターきょうわ
介護保険 指定事業者番号	2772205817
事業所所在地	大阪市生野区勝山南4丁目16番10号 共和病院内北館5階
連絡先 相談担当者	電話06-6718-2221 FAX 06-6718-2229 居宅介護支援事業所 大川 奈穂
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市生野区、近隣区及び東大阪市の一部の区域

(2) 事業所の目的および運営方針

事業の目的	医療法人同友会が設置する居宅介護支援事業所・共和病院（以下、「事業所」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうことを目的とする。
運営方針	① この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものである。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自ら選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から効率的に提供されるよう配慮して行なう。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なう。 ④ 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護保険施設等との連携に努める。 ⑤ 4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（但し年末年始及び祝日は休業とする）
営業時間	午前8時45分から午後5時15分までとする （但し土曜日は午後12時30分まで）
緊急連絡先	06-6718-2221

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	(職名) 主任介護支援専門員 (氏名) 大川 奈穂	
職種	職務内容	人員数
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務全般および介護支援専門員への指導・助言	2名
介護支援専門員	居宅介護支援業務全般	4名
事務職員	居宅介護支援事業事務作業	介護支援専門員兼務

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

(介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。全額介護保険により負担されます。)

	担当件数 45件未満	担当件数 45~59件	担当件数 60件以上
要介護1・2	¥12,076	¥6,049	¥3,625 (60件目~)
要介護3・4・5	¥15,690	¥7,828	¥4,692 (60件目~)

加算・減算について

<p><減算要件に該当> 居宅介護支援費の5割減算 <減算要件が2ヶ月以上継続> 算定しない</p>		一定の居宅介護支援業務(利用者宅訪問、文書の交付、継続的管理、サービス担当者会議の開催等)が行われていない場合												
<p><初回加算> ¥3,336</p>		新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分が2段階以上変更となった場合												
<p><医療連携加算> I (入院日当日) ¥2,780 II (入院後3日以内) ¥2,224</p>		あなたが入院した当日若しくは3日以内に病院等の職員に対し情報提供を行った場合												
<p><退院・退所加算></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">カンファレンス参加無</td> <td>連携1回</td> <td>¥5,004</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>¥6,672</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カンファレンス参加有</td> <td>連携1回</td> <td>¥6,672</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>¥8,340</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td>¥10,008</td> </tr> </table>		カンファレンス参加無	連携1回	¥5,004	連携2回	¥6,672	カンファレンス参加有	連携1回	¥6,672	連携2回	¥8,340	連携3回	¥10,008	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
カンファレンス参加無	連携1回		¥5,004											
	連携2回	¥6,672												
カンファレンス参加有	連携1回	¥6,672												
	連携2回	¥8,340												
	連携3回	¥10,008												
<p><ターミナルケアマネジメント加算> ¥4,448</p>		終末期の医療や医師が回復の見込みがないと判断した利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合												
<p><特定事業所集中減算> -¥2,224</p>		前6月間に当事業所で作成されたケアプランの総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護において同一事業所でのサービス提供率が8割を超えた場合に利用料より減算します。												

<p><通院時情報連携加算> ¥556 (1か月に1回まで)</p>	<p>利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合。ただし同席にあたっては利用者の同意を得た上で医師等と連携を行います。</p>
<p><複合型サービス事業所連携加算> ¥3,315</p>	<p>あなたが指定複合型サービスの利用を開始する際に必要な情報を利用予定の事業所に提供し、連携した場合</p>
<p><緊急時等居宅カンファレンス加算> ¥2,210</p>	<p>病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師と共にあなたの居宅に訪問し会議を行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合</p>
<p><業務継続未実施減算>※R7年4月1日より適用 <高齢者虐待防止措置未実施減算></p>	<p>業務継続計画の未策定や虐待発生や再発防止の措置を講じていない場合それぞれ所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算</p>

4 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-----	--

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護 認定有効期間中 (契約期間) 概ね1月に1回

*ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 高齢者虐待防止について

<p>事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p>	<p>①虐待を防止する為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図る事。 ②虐待防止の為の指針の整備。 ③虐待防止の為の定期的な研修の担当者を決め、実施。 ④当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。</p>
--	---

7 業務継続計画の策定等

<p>事業者は、感染症や非常災害の発生時において、早期の業務再開を図る為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p>	<p>①感染症及び災害に係る業務継続計画を作成します。 ②当該事業所従業者に業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。</p>
---	--

8 身体拘束等の原則禁止

<p>事業者は、身体拘束等の適正化を図る為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。</p>	<p>①当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。 ②身体拘束をやむを得ず行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録する。</p>
---	---

9 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

事業者は、感染症発生やまん延しないように次に掲げる措置を講じる。	<p>①.感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。</p> <p>②感染症及びまん延防止の為の指針を整備する。</p> <p>③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。</p>
----------------------------------	--

10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>②この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p> <p>③担当職員の退職後も継続した秘密保持に徹します。</p>
個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

11 事業者の責務について

居宅介護支援の提供内容の記録	<p>① 事業者は、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を行うとともにこれを利用者との契約終了の日から5年間保管します。</p> <p>②利用者は、事業者に対して保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。</p>
事故発生時の対応及び賠償責任	<p>①事業者は、万一事故発生した場合には速やかに利用者家族に連絡し事故の状況について説明致します。また保険者に事故報告を行い、指示を仰ぎ善処しますとともに事故の再発防止に努めます。</p> <p>②事業者は、居宅介護支援の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。</p>
苦情対応	事業者は、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。
円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順	<p>①利用者の状況を詳細に把握するように必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行なう。</p> <p>②特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行なう。</p> <p>③相談担当者は、把握した状況を十分検討し、対応を決定する。</p> <p>④対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに結果報告を行なう。</p>

12 介護支援業務の関する相談、苦情について

<p>【事業者の窓口】</p> <p>居宅介護支援事業所 ケアプランセンターきょうわ</p>	<p>大阪市生野区勝山南4-16-10 電話06(6718)2221(代) FAX06(6718)2229 受付時間午前9時から午後5時15分まで (土曜日は午後12時30分まで、日祭日は休業)</p>
--	---

【市区町村の窓口】 生野区役所介護保険係	大阪市生野区勝山南3-1-19 電話06(6715)9859
東成区役所介護保険係	大阪市東成区大今里西2-8-4 電話06(6977)9859
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央3-1-7-331 電話06-6241-6310
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険連合会	大阪市中央区常磐町1-3-8 電話06(6949)5466

1.3 契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

1.4 合意裁判管轄について

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。
--

1.5 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1.6 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

*「福祉サービス第三者評価事業」【事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業】に基づく第三者評価の実施状況

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の 説明年月日	年 月 日
---------------------	-------

上記および別紙の内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市生野区勝山南4-16-10
	法人名	医療法人同友会
	代表者名	辺 秀 俊 印
	事業所名	ケアプランセンターきょうわ
	説明者氏名	印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。そのために、ご利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことがあってはならず、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことは行いません。また、ご利用者様から複数のサービス事業所を求めていただくことや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができます。また前 6 月間に当事業所で作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合について文書を交付し説明を行います。なお、以上の内容についての文書を交付するとともに口頭での説明を懇切丁寧に行います。また、ご理解いただいたことについてご利用者様から署名をいただきます。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、平時からの医療機関との連携促進に努めます。
 - ア 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの意見を求めた医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。
 - イ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
 - ウ 入院時における医療機関との連携を促進するため、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関に提供・共有を行います。それにより医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにつながります。そのため利用者は入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。日頃より介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをお勧めします。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明いたします。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅介護サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ④ 訪問介護での生活援助中心のサービスについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、一定回数以上の訪問介護での生活援助サービスを位置づける場合には、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出を行うこととします。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙 2)

- ① 前 6 ヶ月間(R6 年 9 月 1 日～R7 年 2 月 28 日)に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	52%
通所介護	17%
地域密着型通所介護	18%
福祉用具貸与	78%

- ② 前 6 ヶ月間(R6 年 9 月 1 日～R7 年 2 月 28 日)に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	慶 生 会 11%	ケ ア リ ッ ツ 生 野 9%	ケ ア サ ポ ー ト ゆ ず 9%
通所介護	ハ ー ト フ ル 桃 谷 20%	夢 の 箱 デ イ サ ー ビ ス 13%	慶 生 会 10%
地域密着型通所介護	リ ラ イ フ 41%	コ サ ー ジ ュ 21%	筋 ト レ デ イ す ま い 11%
福祉用具貸与	ペ ズ ロ 31%	ラ イ フ マ ー ク 18%	ニ ッ ク 株 式 会 社 6%